



高まる「持続可能な」農業への潮流

～ドイツの環境保全政策から見えるもの～

酪農学園大学 環境システム学部 教授
仙北 富志和

一、駆け足の農業近代化

「緑一杯に広がる大地に大きなトラクタ・・・」。第二次世界大戦の敗北の混乱をひとまず脱した時、農政官僚が机上で描いた我が国農業の未来像である。アメリカ型農業の実現を農政の御旗としたのである。

戦後断行された農地改革は、日本国民の民度の高さの現れとして世界的な評価を得た。これによつて地主制が解体され、小規模自作農体制が確立した。農地改革は、小作農民の貧困からの解放と「むら」社会の民主化を進め、農地の自己所有による生産意欲の高揚は、喫緊の課題としていた国民食料の増産にもつながつた。

ひと息も束の間、我が国の経済は、予想を超えるスピードで復興し、農工間の所得格差が表面化したのである。一九六〇年代半ばの経済成長率は、年率一〇%にも達した。農地改革の当時、農林省の農政課長の職にあつた小倉武一の「何でもかんでも自作農を量産すればいいというものではない」との懸念が的中したのである。慌てて講じられたのが農業基本法下の農業近代化政策であった。

その目指すスケッチがアメリカ型の「定期・大量・安価」の

仙北 富志和（せんぼく としかず）氏

1941年 北海道増毛町生まれ
1964年 酪農学園大学酪農学部卒業
青森県庁職員となる 農業指導課長、農政課長などを歴任
1999年 青森県農林部長
2000年 青森県庁を退職
酪農学園大学 環境システム学部教授就任 現在に至る

◆主な著書

「暮らしの中の『食』と『農』」	(株)日本評論社	1996年
「『農業』希望宣言」	(財)富民協会	1998年
「地方からの『農政』発信」	自費出版	2000年
「『地域農政』の展開方法」	(株)RABサービス	2002年
「私の転職物語」	(株)日本評論社	2002年
「『持続可能な』農林業への潮流」(共著)	酪農学園大学 エクステンションセンター	2004年
「『健土健民』への招待」	(株)ストーク発行 (株)星雲社発売	2005年

単線的な規模拡大路線の実現である。結果として、畜産は小家畜を中心に農地も自前の飼料も必要としない形で規模拡大が進み、一方稻作はといえば、規模拡大は遅々として進まず過剰と兼業の途を進んだ。

近代化を急いだ農政は、押し寄せる国際化の波をも受けながら、中央主導的で地域特性を軽視した生産効率至上主義の旗を振り続けた。遅ればせながら、環境保全とか、食の安全を前面に出すことの必要性を明確にしたのが、一九九九年に成立をみた「食料・農業・農村基本法」である。

—「モノから心」への回帰

戦後の農業近代化政策を一口で言えば、「農」を一人前の産業「農業」とするための構造改革であった。余剰農業労働力を他産業に移動させるという下心を持ちながらである。

農業の構造改革とは、いかにして生産効率を高めるかに尽きるが、それを先導したのが機械化であり、化学肥料・農薬の多投であった。とりわけ、窒素肥料の普及は飛躍的な収量増に貢献した。これらを誇らしげに「農業の近代化」と呼んわけだが、残念ながらオーバーランしてしまった。これが、今日の地球規模での環境問題や「食の安全」問題の引き金になっている。

我が国の農業関係者も、そして行政もこの「」に気付き始めたようである。この四月から、国の補助事業を受ける場合、土づくりや施肥などが「環境に優しいか」をチェックする「農業環境規範」が実施される」とになった。形式的なものにならないことを願う。

先人達は、「農の営み」という言葉を好んで使ってきた。これには、生命を守る本能的な行動とか、生きる者同士が共に寄り添う温かさのような響きがある。その再生への芽生えを求めたい。「モノから心の豊かさ」への回帰である。

「経済の発展」と「食料の増産」、「環境の保全」という利害相反する二つの関係は、どれかが肩を怒らして、それそれを侵略しあつ」とになれば、たちまちにして地球存亡の危機に追い込まれる。二十一世紀は、地球の疲れを癒し、協調と共生、感謝の時代とすべしとする所以である。

ドイツ政府が明確にしている農業政策の重点は、消費者の健康を守るために予防措置の徹底、量から質への生産転換、家畜の特性に合った飼育方法への心配り、トレーサビリティによる

食料の安全・安心システムの確立などである。

三、EU-ドイツの政策方向

EU諸国は、生産効率政策を進める一方で、乾燥・畠地という立地条件から、農地の劣化や動植物の生態系維持、地下水の汚染といったことに早くから着目し、その対策を具現化させている。中世にさかのぼっての自然破壊の歴史を反省してではあるが。

そのための生産指針は微に入り細にわたっている。ドイツの有機農業組織の中で、加盟農家が一番多いビオラント協会の約束事を例に挙げると、①乳牛の繋留は駄目で有機の敷き藁をたっぷりと②豚舎のスノーフは禁止で遊び場を③採卵鶏のケージ飼育を禁止し自由空間を④長距離輸送で家畜に苦痛を与えないこと、などといった具体である。肥料・農薬の使用や土壤管理技術の規定も詳細である。

ヨーロッパの農村を訪ねると、緑地の中に「リンゴ」などの果樹が放任状態で栽培されているのを目にする。これは、散在果樹草地と呼ばれているもので奨励されている。もちろん、生食やジャム、ジュースとして利用するわけだが、小鳥やコウモリ、昆虫の棲息地としての役割を持たせている。老化した樹は、一定期間立ち木のままにしておかなければならぬという徹底ぶりである。このような取り組みを垣間見るにつけ、農業の方を見直していくことの機運の高まりを感じる。

四、我が国農政への示唆



ヨーロッパの農村で見かける散在果樹草地
粗放栽培が野生小動物の棲息地の役割を果たしている

ヨーロッパで加速している環境保全、畜産愛護の実践を見聞きするにつけて、考えさせられることが多い。

ヨーロッパの農村で見かける散在果樹草地
粗放栽培が野生小動物の棲息地の役割を果たしている

それは言つても、我が国の高温多湿な自然条件は、有機（的）農業にとっては不利である。それを克服し実効を期していくためには、生産者と消費者が価値観を共有する床土づくりが必要である。強い絆の広がりである。

筆者は、二十一世紀の農業は生命と地球環境を守る産業として、また、教育・福祉にも積極的に活用される場として、その存在価値が再認識されていくであろうことを確信している。経済効率偏重の呪縛を解き、「経済的なゆとり」と「心のゆとり」を併せ持つた「農」ある循環型社会の創生である。

「持続可能な」農業への旋回は、待ったなしに二十一世紀に課せられた最優先の課題である。農政も、机上の行政主導から、生産者と消費者の自発的な「地域の動き」を後方支援するものであつて欲しい。

日本は、瑞穂の国と言われてきたように、栄養を蓄えた水田とイネという優等生作物によって、環境破壊や土壤の劣化といったことにはおよそ無頓着であった。しかし、ここにきて黄色信号が点き始めている。国レベルでの有機農業への取り組みが、政策として求められてきているのである。